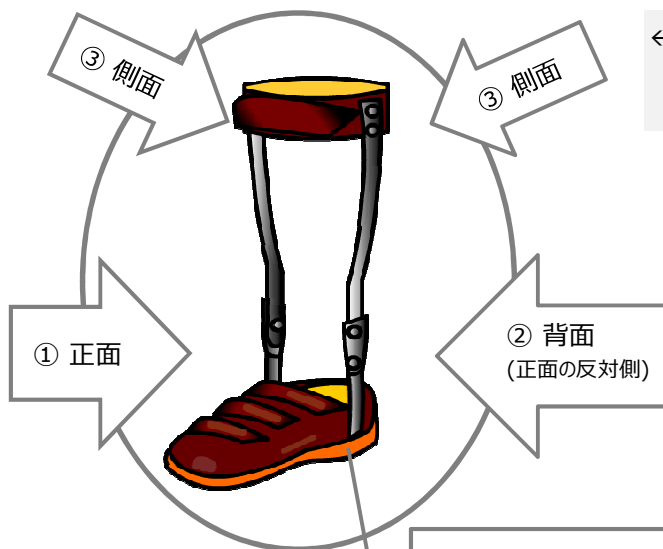


②治療用装具の写真(ご説明書)

(1) 撮影方法について

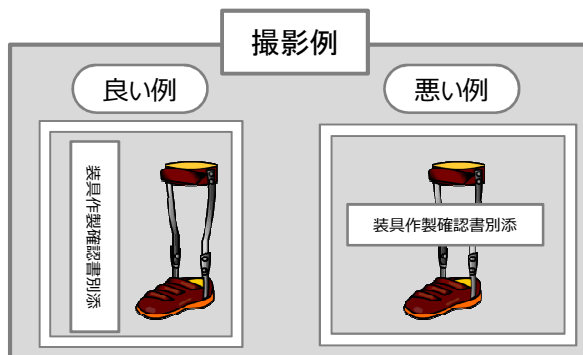
- ▶ 切り取り線以下の「**装具作製確認書 別添**」とともに、下記の方向 及び 箇所について撮影して下さい。
※以下の撮影例をご参考の上、「**装具作製確認書 別添**」が治療用装具を隠すことがないように撮影して下さい。

- ① 正面
- ② 背面 (正面の反対側)
- ③ 側面 (左右いずれか一方)
- ③ 側面 (左右いずれか一方)
- ④ その他、タグ、ロゴ・商標、取扱説明書、サイズ表記、製品箱 (ある場合のみ)



← 撮影方法の例
図は一例です。足の装具や靴型装具以外でも同様に撮影して下さい。

④ ある場合のみ撮影、貼付
→タグ、ロゴ・商標、取扱説明書、製品箱、サイズ表記(例：S,M,L)



(2) 撮影した写真を現像し、健康保険組合までご提出ください。

✂ ----- キリトリ ----- ✂

装具作製確認書 別添

(1) 記号-番号	(2) 被保険者名	(3) 受診者名
—		
(4) 療養費支給申請書に添付の「意見書 及び 装具装着証明書」に記載の事項		
① 作製した治療用装具名	② 装具を作製することが決まった日	年 月 日
	③ 装具を装着した日 (納品日)	年 月 日

療養費支給申請書（治療用装具） 別添【写真貼付用1/2】

撮影した写真を現像（又はプリント）し用紙に貼り付け、療養費支給申請書（治療用装具）に添付して提出をお願いいたします。
 なお、撮影枚数は、3枚以上となります。貼り間違いのないようお願いいたします。

補足事項

- ▶ 肌が著しく露出する場合は服の上から装着した状態にて撮影してください。
- ▶ その他の付属品等が複数ある場合はすべての品の撮影をしてください
 なお、その際の貼付台紙は様式を問いません
- ▶ 装具の形状がはっきりと確認できない場合は再提出をお願いすることがございます。
- ▶ 背景は無地になるように撮影してください。
- ▶ 装具作成内容管理のため、「**装具作成確認書 別添**」は「①～④」とともに撮影してください。
- ▶ 「装具作成確認書 別添」は装具と重ならないように撮影してください。
- ▶ 写真が不鮮明な場合は、再度撮影し直してお送りいただく場合がございます。
- ▶ 申請に伴う費用は自己負担となります。

<p>①正面（表）像</p> <p>【撮影方法】</p> <p>* 前から装具全体が確認できるように撮影してください。</p> <p>【補足事項】</p> <p>* 膝・足首のサポーターについては装具を装着した状態にて撮影してください。</p>	<p>貼付</p>
--	-----------

<p>②背面（裏）像</p> <p>【撮影方法】</p> <p>* 後ろから装具全体が確認できるように撮影してください。</p> <p>【補足事項】</p> <p>* 膝・足首のサポーターについては装具を装着した状態にて撮影してください。</p>	<p>貼付</p>
---	-----------

療養費支給申請書（治療用装具） 別添【写真貼付用2/2】

撮影した写真を現像（又はプリント）し用紙に貼り付け、療養費支給申請書（治療用装具）に添付して提出をお願いいたします。
 なお、撮影枚数は、3枚以上となります。貼り間違いのないようお願いいたします。

補足事項

- ▶ 肌が著しく露出する場合は服の上から装着した状態にて撮影してください。
- ▶ その他の付属品等が複数ある場合はすべての品の撮影をしてください
 なお、その際の貼付台紙は様式を問いません
- ▶ 装具の形状がはっきりと確認できない場合は再提出をお願いすることがございます。
- ▶ 背景は無地になるように撮影してください。
- ▶ 装具作成内容管理のため、「**装具作成確認書 別添**」は「①～④」とともに撮影してください。
- ▶ 「装具作成確認書 別添」は装具と重ならないように撮影してください。
- ▶ 写真が不鮮明な場合は、再度撮影し直してお送りいただく場合がございます。
- ▶ 申請に伴う費用は自己負担となります。

<p>③側面 像</p> <p>[撮影方法]</p> <p>* 横から装具全体が確認できるように撮影してください。</p> <p>[補足事項]</p> <p>* 左右どちらか一方から構いません。</p> <p>* 膝・足首のサポーターについては装具を装着した状態にて撮影してください。</p>	<p>貼付</p>
---	-----------

<p>④その他、タグ、ロゴ・商標、取扱説明書、サイズ表記、製品箱、その他付属品等</p> <p>[撮影方法]</p> <p>* タグ、ロゴ・商標、取扱説明書、サイズ表記、製品箱、その他付属品等がある場合のみ、その該当物が写る限りの全体を撮影をしてください。</p> <p>[補足事項]</p> <p>* 取扱説明書がある場合は全体を撮影するとともにコピーを提出してください。</p>	<p>貼付</p>
--	-----------